

2022年1月28日

お客様各位

中央労働金庫

不祥事件の発生について

当金庫の元職員が支店の現金保管庫内から金銭を着服するという事案が発生しました。お客様および会員、関係者のみなさまに、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

大きな社会的役割を担い、信用と信頼を第一とした高い倫理観が求められる金融機関としてかかる事態を招いたことを、厳粛に受け止め深く反省するとともに、本件について、原因究明と再発防止に真摯に取り組んでまいります。

記

1. 事件の概要

当金庫亀戸支店の元職員が、2021年12月中旬から2022年1月中旬に5回に亘り、支店の現金保管庫内から現金合計1千万円を着服していたことが、2022年1月20日に判明しました。本事案は、他の職員が現金保管庫内の現金不足に気づき、調査を行なった結果、判明したもので、元職員は、現金管理を担当する管理者の立場を利用し、他の職員が帰宅後、巧妙に現金を抜き取っていました。

元職員は着服した現金を遊興費に使用しておりましたが、既に全額を回収いたしました。

なお、余罪調査中ではありますが、本事案は、支店の現金保管庫内の現金の着服であり、現時点では、お客様のご預金からの着服は確認されておりません。

2. 関係機関への報告等

事件発覚後、警察へ相談しているほか、監督官庁等関係機関への報告を行っております。

3. 人事処分

元職員については、2022年1月25日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、本事案を重く受け止め、役員はじめ関係者についても責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を行ってまいります。

4. 再発防止の取り組み

本事案の発生を厳粛に受け止め、再発防止に向けて役職員のコンプライアンス意識の更なる向上と、内部事務管理態勢の一層の強化・充実に努め、役職員一丸となって信頼回

復に取り組んでまいります。

5. 本件に関するお問い合わせ

中央労働金庫 総合企画部 03-3293-1620 (平日 9時～17時)

以 上